

令和8年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和8年8月24日（月）午後2時50分開会

議 事 日 程

開会の宣告

日程第1 令和8年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第8号 瑞穂市学校給食費補助金交付事業実施要綱の制定について

日程第4 議案第43号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

日程第5 議案第44号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第45号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について

日程第7 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第8 意見聴取 瑞穂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第9 意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 意見聴取 令和8年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について

日程第11 教育長の報告

日程第12 そ の 他 事務局長
教育総務課長
給食センター課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服 部 照
大 平 高 司
伊 藤 清 美
小 倉 真 治
曾我部 樹 里

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長	磯 部 基 宏
教育総務課長	宇 野 伸 二
給食センター課長	松 野 光 広
学校教育課長	川 田 英 樹
学校教育課総括主幹	片 山 達 人
幼児教育課長	野 口 智 子
幼児教育課主幹	安 藤 浩
幼児教育課主幹	松 永 尚
生涯学習課長	廣 瀬 正 人
生涯学習課主幹	近 藤 晃 正

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹	臼 井 英 俊
---------	---------

○傍聴者

1 名

開会の宣告

○教育長 ただ今より、令和8年第8回瑞穂市教育委員会定例会を開会します。

日程第1 令和8年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第1 令和8年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが、異議等はありませんでしょうか。

ないようですので、日程第1 令和8年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することとします。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○教育長 日程第2 会議録署名委員の指名についてです。

今回は、伊藤委員よろしくお願いします。

日程第3 報告第8号 瑞穂市学校給食費補助金交付事業実施要綱の制定について

○教育長 日程第3 報告第8号 瑞穂市学校給食費補助金交付事業実施要綱の制定について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○給食センター課長 日程第3 報告第8号について、瑞穂市学校給食費補助金交付事業実施要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告するものです。提案理由は、食物アレルギーのため給食の提供を受けることができず弁当を持参する児童の保護者に対して負担を軽減し子育て世帯を支援するため、要綱を制定するものです。

<資料により説明>

○教育長 質問等はございますか。

○伊藤委員 具体的にどのようになるのか説明していただけますか。

○給食センター課長 小学校の給食無償化に関係して行うもので、保護者から補助金の交付申請をしていただきます。月額給食費が5千2百円、前期分は給食がない8月を除く4月から9月までの5か月分で2万6千円、後期分は10月から3月までの6か月分で3万1千2百円となりますが、地域振興券での交付となりますので5百円単位での交

付となり、後期分の補助金は3万1千円となります。

○大平委員 食物全般にアレルギーを持っていられるかたに対してということですか。

○給食センター課長 アレルギー対応給食を提供できない場合が該当し、乳、ごまなどのアレルギー対応給食を提供できる場合については該当しません。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第3 報告第8号 瑞穂市学校給食費補助金交付事業実施要綱の制定について、承認することとします。

日程第4 議案第43号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

○教育長 日程第4 議案第43号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、を議題とします。

本件は、人事案件ですので非公開で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なし>

ご異議ないものと認めますので、本件については非公開として取り扱うこととします。

<非公開>

日程第5 議案第44号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第5 議案第44号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第5 議案第44号について、教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書および就労証明書の様式を変更するため、教育委員会規則の改正を行うものです。

<資料により説明>

○教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第5 議案第44号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、可決することとします。

日程第 6 議案第 4 5 号 令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について

○**教育長** 日程第 6 議案第 4 5 号 令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第 6 議案第 4 5 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 5 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定により、教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告書を議会に提出するものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** 1 番 2 番の幼児教育の推進についてです。研修活動について非常に積極的に行っているほか、幼保小のかけはしプログラムの作成も行っていますが、それぞれ市内の公私連携型保育所の参加や参画の状況について教えてください。

○**幼児教育課長** 研修に関して年 3 回の瑞穂市の保育所全体の研修会につきましては、公私連携型認定こども園、小規模保育園へも案内し連携して実施しています。かけはしプログラムにつきましては、作成は公立保育所で行いましたが、実践につきましては、公私連携型認定こども園も一緒に進めています。来年度開園予定の公私連携型認定こども園につきましても一緒に進めていきたいとお話ししています。

○**大平委員** 教育委員会の活動状況中、課題として「現場視察や訪問の回数を増やして、より一層現場を把握することで課題の認識を深める」ということですが、もう少し実際に公私連携型保育所が開園して今どんな状況か、地域移行した中学校の部活動の状況など、課題になったところを見る機会が持てたらと思いました。

次に、西垣先生からの助言に、保育人材の確保と質の担保という点について、家賃補助や奨学金返済支援を取り入れてはどうかということがありましたが、この点についての認識を教えてください。

○**幼児教育課長** 西垣先生からの助言にある家賃補助、奨学金返済支援は、国がメニューとして設定しているものです。瑞穂市における保育士の現状は、配置基準としては十分な人数がいますが、子育て中の方も多く、早朝や夕方の時間帯という働きにくい時間帯

での人手不足ですので、家賃補助、奨学金返済支援がそういった時間帯の人手確保に直接的に有効かどうかをもう一度考えてみたいと思います。

○大平委員 16番の防災教育推進事業について、今後の課題の部分で「令和6年度からは、みずほ未来プロジェクトのテーマから外れるが」とありますが、「外れる」ではなく「外れた」ではないでしょうか。

26番の教職員研修事業について、ミドルリーダー研修や先輩とパートナーになって行う研修などの工夫があって良いと思います。特に、古賀先生からの助言中に「瑞穂市は授業改善にかかる熱量が高い教員が多い、という声も多くあり」という評価を受けたことは非常に良かったと思いますし、ミドルリーダー研修については、この先指導する立場になるために意識改革や指導が必要になるので、更に充実させていくと良いと思います。

○学校教育課長 「外れるが」につきましては「外れたが」です。

○伊藤委員 44番の青少年スポーツの振興について、スポーツ推進委員の中でもゲートゴルフは長年続けてきている大切な事業だと思いますが、モルックやボッチャなどの障がいがある方もない方も子どもも大人もすぐできる簡単なレクリエーション、スポーツの方が参加しやすいのではないかと思います。おそらくスポーツ推進委員の話し合いの中で検討されていると思いますが、どのような状況でしょうか。

45番の体育協会の支援について、課題の中に「市の規模だけではなく、小さな枠組みで運動やスポーツに関する取り組みも検討していく」ということですが、例えばどんなことなのか教えてください。

○生涯学習課長 44番の青少年スポーツの振興について、ゲートゴルフについては瑞穂市のスポーツ推進委員発祥のスポーツであり、市民に親しく楽しんでもらうため毎年大会を開いて周知を図っていますが、参加者は横ばいで伸びていないという部分もあります。ボッチャやモルックなどの競技については、ふれあいサロンなどで出前講座の要望が増えており、スポーツ推進委員としては、市民ニーズを考えながらいろいろなスポーツに親んでもらえるようにと考えています。

45番の体育協会の支援の小さな枠組みについては、何でも市単位の大きな大会ということではなく、小学校区よりも小さい単位で様々なニーズに応えられるようにと考えています。

○伊藤委員 例えば、e スポーツはスポーツレクリエーションの中には入らないのでしょ

うか。小規模なものはできそうだと思います。

○事務局長 e スポーツについては、教育委員会では行っていませんが、健康福祉部において高齢者を対象に行っていますので、交流など今後検討していければと思います。

○大平委員 40番の家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となって青少年健全育成の推進について、生涯にわたる学びをはぐくむ社会教育、地域内の交流ということで、青少年育成市民会議、その中でも三部会のあいさつ運動、地域安全の日、市民ラジオ体操の日を評価していると思いますが、マンネリ化しているところがあるのではないかと思います。ラジオ体操は地域の人たちによって再開しましたが、最低1日参加ということで、この1日というのはどういう目的なのか考える必要があると思います。会議の開き方についても校区别の会議だけではなく、もう少し工夫が必要ではないかと思いますし、子ども会、市PTA連合会の支援について、今、子ども会がどんどん休止になっているのが問題だという意見が出ていますので、A評価には行かない部分ではないかと感じています。地域の子どもの育てる輪が細くなりつつあり、地域教育という面で今後の課題として考えていただきたいと思います。

41番の文化財の保存について、継続中の課題は去年と一緒に停滞しているので、せめて資料のデータを作るところからだけでも始めてもらえないかと思います。また、和田家文書を一部出版する予定だったのが、予算上の都合により令和8年度実施となり、私はB評価ではないかと思いますが、状況について説明をお願いします。

○生涯学習課長 40番の家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となって青少年健全育成の推進ですが、青少年育成市民会議の三部会については、全体会の実施により全体の交流ができましたが、活発に活動しているところに関しては、小学校区では普段と変わらないのであまり意味がないという評価もあるのは事実です。しかし、小学校区別に行くことによって、校区の実情、課題に直接スポットを当てながら話し合いができて良くなったという意見もあり、賛否両論あります。マンネリ化というところでは、教育委員会における校区活動である社会教育の部分を市民協働安全課へ全面的に移行していた部分がありましたが、令和8年度から随時職員を地域に派遣して、市民会議で実践してきたラジオ体操などを校区活動の中に溶け込ませていけるのではないかと考えています。地域教育については、巢南地域の校外生活委員が廃止になるということで、前回の校区連絡会において、巢南中学校のPTA会長と一緒に地域への説明も含めて意見を伺いました。自治会長などからは、地域と子どもたちとの関係性を壊す恐れがあるのでもう少し

し中学校も地域に関われないかという意見もありましたが、自治会長の中にも、今のPTAの実情では仕方ないという意見もありました。そういった声を聞く中で、巢南中学校のPTA活動や自治会活動が衰退しないように新たな窓口となるようなものを今後考えたいということでしたので、新しい地域とのかかわり方を考えていければと思っています。

41番の文化財の保存・啓発につきまして、和田家文書に関しましては、概要版という形で今年度発行する予定をしています。啓発に関しましては、企画展やほづみ夜市に臨時スペースを設けて特別展を実施したということでA判定としています。

○小倉委員 全体を通してですが、例えば3番の子ども預かり施設の拡充体制整備事業、32番の小中学校等施設整備事業、38番の図書館機能の充実と市民への学習機会の提供と支援、47番の生涯学習施設と体育施設の計画的な改修と活用については、大型予算、建物、ハードウェアに対してということですが、執行されていない部分がそれぞれあり、これについては各課では行わずに教育委員会全体として、最適化することが可能ではないかと思います。中長期計画は、おそらく教育委員会ではなく市長部局での判断かもしれませんが、今ここに出てきたものを見ると、最適化ができるのではないかと感じますので、A評価になっていますが、まだ余地があるのではないかと感じます。

○曾我部委員 15番の教育相談事業のあじさいスクールと25番のICT教育推進事業のICT機器を使った学習の件で保護者として思っていること、感じていることですが、1人1台のタブレットで子どもが分からないことを調べたり、方法などを見て自分で取り組んでみたりという良い方向での使い方もあります。しかし、依存的になると自分で使う時間の制御ができなくなったり、それに頼りきりになってしまい、親子のコミュニケーションや友達との相談などが減ったりします。そこで、依存気味になり、生活習慣が乱れて学校に行かない、ゲームやネット依存、ということにならないように、みんなでどのようにして使っていくと子どもが正しく使えるのかを考えていく必要があるのではないかと感じています。

○伊藤委員 13番から32番の項目の学校教育に関わる部分について、本当に1つ1つの成果や課題というのはとても大きなことだと思います。全体をリードしていくのは教育委員会ですが、実際は学校現場が受け止めて、学校の実態、特色を踏まえてどう事業に落とし込んでいくかであり、校長先生のリーダーシップ、裁量、権限がとても大きく関わってくると感じます。それに対して、教育委員会としてより積極的にバックアップ

するような形で各事業が進められると瑞穂市全体の教育の前進にもつながるのではないかと思います。

○教育長 その他ございますか。

ないようですので、日程第6 議案第45号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、可決することとします。

日程第7 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第7 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第7 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。提案理由は、令和8年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。

＜資料により説明＞

○教育長 質問等はございますか。

○伊藤委員 12月に子ども性暴力防止法が施行されるにあたり、雇用する側は懲戒事由などについて就業規則の中にそれを確認できるような内容を含めることとなっていますが、それについても進められているのでしょうか。

○幼児教育課長 就業規則については、教育委員会だけではなく、市長部局も関係しますので、人事の方で検討していただき、市職員全体について検討を進めています。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、承認することとします。

日程第8 意見聴取 瑞穂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第8 意見聴取 瑞穂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第8 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。提案理由は、令和8年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。

＜資料により説明＞

○教育長 質問等はございますか。

ないようですので、意見聴取 瑞穂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、承認することとします。

日程第9 意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

○教育長 日程第9 意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第9 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。提案理由は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。

＜資料により説明＞

○教育長 質問等はございますか。

ないようですので、意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、承認することとします。

日程第10 意見聴取 令和8年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について

○教育長 日程第10 意見聴取 令和8年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第10 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。提案理由は、

令和8年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。

＜資料により説明＞

○教育長 質問等はございますか。

ないようですので、意見聴取 令和8年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、承認することとします。

日程第11 教育長の報告

○教育長 日程第11 教育長の報告です。

大きく2点お話しします。まず1点は、夏季休業中に子どもたちに様々な活動、発表、体験の機会を提供し、学校生活ではなかなか味わうことができない貴重な体験をしています。1つ目は、あじさいスクールでは、ガラスを使ったフュージング体験や聖徳学園大学のレクリエーション研究会の学生さんによる室内レクリエーションを行い、良い機会となったと思っています。2つ目は、イングリッシュサロンです。毎年行っていますが、今年度幼児から中学生まで合わせて212名がALTと一緒に活動する機会がありました。自然に英語に親しむ場となったと思います。3つ目は、「ロボットと出会った夏」という岐阜工業高等専門学校とのコラボレーションによる事業で、小学生は「動くロボットをブロックで作ろう」、中学生は「パソコンでプログラミング体験をしよう」ということで、合わせて55名の参加があり、子どもたちにとっては非常にいい経験となり、興味を持ってどんどん伸ばしてほしいと思いました。4つ目は、わくわくさんの名前で知られるくぼたまさと氏による工作教室です。親子対象で2日間計4回開催します。定員は合計80組ですが、今年は241組の応募があり、毎年非常に人気がある講座です。これもぜひ続けていけたらと思っています。5つ目は、本田小学校が6年生を中心にNHKの全国学校音楽コンクール岐阜県予選に参加し、金賞を受賞しましたので9月に東海北陸ブロックコンクールへ出場することになりました。何事も挑戦する経験を大事にしたいという学校の意向もあり、その子たちに非常に貴重な経験になると思います。他にも、英語のスピーチコンテストの参加ということで、高円宮杯全日本中学校英語弁論大会岐阜県予選大会の岐阜地区予選に各中学校から計8名の生徒が参加しました。英語に少しでも興味のある子が参加するということは非常に大事なことです。こうした機会は小中学校の先生方のサポートもあってのことですが、手間をかけるというこ

とを子どものために大事にしていきたいと思います。

2点目は、9月のスタートに当たり、今の時代に教員が大切にしなければならないと思うことが1つあります。それは、子どもたちの表情、しぐさといった、言葉にならないものから今この子はどういう風に思っているのかということを読み取る姿勢や感性を大事にしなければならないということです。夏休み明けですと、休み時間の何気ない雑談、廊下ですれ違った時に、ちょっと普段と違うなど、そういったことに敏感にならないといけないということを教員に言っていきたいと思います。AIがどんどん発達し、それに頼り切ってしまうところがあるので、そうではない部分の感性も大事にする必要があると思います。

日程第12 その他

○**教育長** 日程第12 その他です。

事務局長。

○**事務局長** 8月31日から9月の議会が開催されます。日程につきましては先月説明させていただいた日程ですが、議会はユーチューブで配信をしておりますので、お時間があればご覧いただければと思います。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 2点報告します。1点目は8月13日に文教厚生委員会協議会が開催され、牛牧小学校周辺の教育施設の在り方について資料を用いて説明しました。

2点目は、以前の定例会において審議いただきました工事の進捗について報告します。穂積小学校体育館のエアコン工事は松村工業株式会社、本田小学校及び生津小学校の体育館エアコン工事は株式会社不二産業、中小学校及び西小学校の体育館エアコン工事は岡田産業株式会社が落札しました。体育館LED化工事につきましては、穂積中学校及び穂積北中学校はロイヤル電気産業株式会社、巣南中学校は株式会社川田電気工務店が落札しました。

○**教育長** 給食センター課長。

○**給食センター課長** 1点報告します。学校生活に対する不安や抵抗等により、学校にきていない児童生徒の居場所づくりを目的とした夏季休業期間中の学校給食の提供について報告します。今般、7月29日、8月5日、8月19日の3日間を計画しましたところ、8月5日に1名の応募がありました。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 4点報告します。1点目は、就学援助制度の認定基準の見直しについてです。就学援助事務システム標準化を契機として県内他市町の認定基準についても確認し、令和8年11月1日から適用することとしました。

2点目は、全国学力学習状況調査についてです。全体の学力の傾向としては例年と同じで、小学校は全国平均よりやや低く、中学校は全国平均よりも高くなっています。同時に教育委員会として注目しているのは質問紙調査です。様々なことを質問紙で子どもたちに尋ねていますが、本市の児童生徒は自己肯定感や、先生の信頼、人間関係とか、相談方法などの各領域で全国平均より大きく上回っていました。特に、先生が認めてくれる、意見を言ってもクラスの仲間に否定されない、人が困ったときに助ける、困ったときに相談できる、等の項目で全国との差が顕著でした。それは、学校の安心感や心理的安全性、協働的な学級文化が十分育っているのではないかと分析しています。また、学校が楽しい、友達関係で満足しているなど、学校生活の満足度も全国よりも高く、児童生徒が安心して学べる環境が形成されているのではないかと考えています。一方、課題としては、夢や目標があるという項目が全国平均を下回っていました。これは昨年度も同様でしたが、今後はキャリア教育や自己理解を深めるような取り組みを強化して、目的を持って生活する事の大切さや、達成感が味わえるように強化をしていくことが大事だと考えています。

3点目は、長期休業明けの子どもたちへの対応です。長期休業明けは子どもたちの学校への不登校化が非常に高まりますので、毎年校長会教頭会において心配な児童生徒には家庭訪問や電話連絡をするように周知をしています。課としても、8月28日にすべての保護者、子ども宛に9月1日に安心して登校してくださいというようなメールに文科大臣からのメッセージを添付して配信して周知したいと考えています。

4点目は、7月9日に市内の中学生が交通事故に遭った件に関してですが、事故の詳細を園長、校長、教頭会にて概要を速やかに伝えて児童生徒の交通安全指導を指示したほか、学校の先生も適宜登下校に随行し、現場にて直接指導を行っています。夏休み前には、児童生徒に交通安全指導を行い、今年は交差点とか横断歩道での左右確認、ヘルメット着用、アイコンタクトなど、少し具体的に話をして事故防止に努めています。また、市としても都市管理課などの関係課と一緒に市道を中心に通学路の約30か所の危険箇所を洗い出して、現場にて重点的に確認をしています。確認した危険箇所について

は、どのような対応ができるか関係課で協議をしていきます。各学校においては、夏休み中に通学路の安全点検を再度お願いしています。特に、児童生徒の通行上安全確保が必要となる箇所の把握に努めてもらっていますが、先ほどお伝えした市の危険箇所も含めて、学校で把握している危険箇所についても、夏休み明けに児童生徒に直接画像や映像を使って周知し、児童生徒自身が危険を予測し、安全を確認して行動できる、そういった重要性について指導していきます。

○教育長 幼児教育課長。

○幼児教育課長 1点報告します。令和9年度の保育所の申し込みを9月8日から9月15日を予定しています。それに先駆け、8月22日土曜日に公私連携で進めています令和9年4月開園予定の生津こども園の入所説明会がありました。定員100名で進めていますが、入所希望者の内訳は1歳児と3歳児が多いという偏りがありますが、計100名のお子さんの参加があったということです。今のところ予定通り進んでいますので、待機児童対策として有効な受け皿の確保になるのではないかと考えています。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 1点報告します。ココロかさなるCCNセンター福祉棟のエアコンが7月の末に故障し、1階の多目的ホールを除く2階部分から5階部分までエアコンが効かない状態になっています。使用予約者へはすべて連絡して、市民センターやコミュニティセンター等に移っていただいています。業者と修理計画等も立てましたが、修理部品が受注生産ということと、猛暑のため今夏には間に合わないということで、10月ぐらいいまで福祉棟の利用を止めさせていただきます。

○教育長 それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

第9回定例会は、9月24日（木）午前9時から、瑞穂市役所巢南庁舎3階3－2会議室で開催します。

第10回定例会は、10月29日（木）午前9時30分から、瑞穂市役所巢南庁舎3階3－2会議室で開催しますのでよろしくお願いします。

閉会の宣言

○教育長 これをもちまして、令和8年第8回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 3 8 分

瑞穂市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年8月24日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

伊藤 清美

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。